



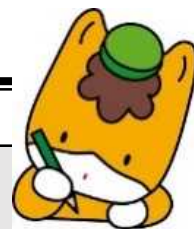
# 群馬県食品安全審議会の 委員を公募します！

本県では、平成16年度より、県の食品安全行政の諮問機関として、学識、事業者（生産、製造・加工、流通）、法律、マスコミ、消費分野の各委員から構成される群馬県食品安全審議会を設置しています。

本年10月の改選にあたり、県民の皆さんの意見を幅広く聴き県行政に反映させるため、委員を公募します。食品の安全に関心がある方、本県の食品安全施策について意見や提言をしていただける方の積極的なご応募をお待ちしています！！

|      |   |
|------|---|
| 募集人数 | 3名  |
| 応募要件 | ① 平成30年4月1日現在で満18歳以上の県内在住の方<br>② 年に数回、平日に県庁で開催する審議会に出席できる方<br>③ 群馬県の食品安全行政について日頃から関心があり、本県の食品安全施策について消費者の立場から建設的な意見や提言ができる方   |
| 任期   | 2018年10月31日から2020年10月30日までの2年間  |
| 報酬等  | 審議会に出席していただいた場合は、県が定める報酬と旅費をお支払いします。  |
| 応募方法 | 別添「応募申込書」を、郵送、持参、ファックス、電子メールのいずれかの方法で、食品・生活衛生課あて提出してください。<br>※「応募申込書」は県ホームページからダウンロードできます。<br><a href="http://www.pref.gunma.jp/05/by01_00134.html">http://www.pref.gunma.jp/05/by01_00134.html</a> |
| 応募期間 | 平成30年9月3日（月）～平成30年10月2日（火）（必着）  |

※その他、詳細は裏面の「群馬県食品安全審議会委員公募要領」をご覧ください。



## ◆「群馬県食品安全審議会」での業務

1. 食品安全基本計画の策定について意見や提言をすること。
2. 県民の皆さんから、県が行う食品安全に関する施策について、「こんな制度を新設してほしい」、「こんなふうに制度を運用してほしい」といった意見が提出された場合に、どのように対応するか意見や提言をすること。
3. その他食の安全に関する重要な事項について意見や提言をすること。

申し込み・  
問い合わせ先

群馬県 健康福祉部 食品・生活衛生課 食品安全推進室 安全推進・表示対策係  
☎027-226-2423 Fax:027-243-3426 E-mail:shokuseika@pref.gunma.lg.jp